

平成 26 年度 千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成 27 年 3 月 19 日（木）

場所：京葉銀行文化プラザ 6 階「櫻 I」

【司会】 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから平成 26 年度千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。

本日は、委員総数 8 名に対し、6 名の委員の御出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次にこの会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第 9 条及び第 10 条の規定により原則公開となっております。

本日は傍聴者はありませんが、本日の会議及び会議録につきましては、特段公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部 矢沢次長から御挨拶を申し上げます。

【矢沢環境生活部次長】 環境生活部次長の矢沢でございます。本日は年度末のお忙しい中、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に御出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃本県の環境行政の推進に御指導賜りまして、お礼申し上げます。

さて千葉県では、平成 27 年度を目標年度とする第 8 次千葉県廃棄物処理計画に基づき、市町村や民間事業者などの御協力を得ながら「3R」の推進に努めるなど、資源循環型社会への転換のさらなる推進、適正処理の確保に向け様々な施策に取り組んでいるところでございます。

現在、次期廃棄物処理計画の策定に向け、本日御報告させていただきますが、現計画の進捗状況や実態調査の結果から得られる課題の整理を行っているところでございます。今後は国の「循環型社会形成推進基本計画」また「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」との整合に配慮しつつ、平成 32 年度に向けた目標を定めるとともに、課題解決のための施策の検討を進めることとしております。

また、PCB 廃棄物につきましては、平成 20 年 9 月に「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、処理を進めてきたところでございます。

が、国が定めます「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更を受け、現計画の改訂作業を行っております。本日は改訂案がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

委員の皆様には引き続き、廃棄物処理計画に定める施策の推進、今後、県として取り組んでいく廃棄物行政の課題などに関しまして、忌憚のない御意見、御提案を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

【司会】 本日は、平成26年度初めての部会の開催となります。議事に先立ちまして、事務局から当部会の委員の皆様を御紹介いたします。

お手元にお配りしております委員名簿の順に御紹介させていただきます。

廃棄物リサイクル部会の部会長の瀧 和夫委員でございます。

宮脇 健太郎委員でございます。

横山 道子委員でございます。

飯田 和子委員でございます。

井上 健治委員でございます。

杉田 昭義委員でございます。

なお、亀田郁夫委員、小関常雄委員は、本日所用により欠席との連絡をいただいております。

【司会】 以上の8名の皆様で当部会での御審議等をいただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、本日出席している主な県職員を御紹介いたします。

矢沢環境生活部次長でございます。

大竹環境対策監でございます。

玉田資源循環推進課長でございます。

川嶋廃棄物指導課長でございます。

江利角資源循環推進課副課長兼資源循環企画室長でございます。

石崎廃棄物指導課副課長でございます。

市原資源循環推進課 バイオマスプロジェクトチーム主幹でございます。

上林資源循環推進課 事業推進班長でございます。

【司会】 それでは、会議に入ります前に、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。

配布させていただきました資料一覧により、確認させていただきたいと思っております。

1 千葉県廃棄物処理計画について

資料1「千葉県における廃棄物処理の現状」

資料2-1「第8次千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について」

資料の2-2「千葉県廃棄物処理計画（平成24年度、平成25年度の各施策の取り組み状況）」

資料3「第9次廃棄物処理計画策定のための廃棄物処理量等将来予測結果について」

資料4「第9次廃棄物処理計画の策定作業について」

資料5「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」と「第8次千葉県廃棄物処理計画」との対比

(参考)「千葉県廃棄物処理計画（概要版）」

2 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について

資料6「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について」

資料7「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（案）」

(参考)「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について」

ここには記載されておきませんが、ポリ塩化ビフェニル関係のパンフレットを別に4種類配布しております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、これより議題の御審議をお願いいたします。

議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定によりまして、瀧 部会長をお願いしたいと思います。

瀧 部会長、よろしくをお願いいたします。

【瀧 部会長】 それでは、ただいまから千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思います。

議事に先立ちまして、本年度初めての部会ですので、部会長としてひとこと御挨拶申し上げたいと思います。

この部会は、千葉県環境審議会を構成するひとつの部会にありまして、廃棄物処理、及び資源循環の推進に関する重要事項を審議するということとなっております。本日は御案内のとおり千葉県における資源循環社会の構築や、最適な適正処理の確保に向けた基本的な計画である「千葉県廃棄物処理計画」、これの進捗状況及び実態調査の結果、それから2番目に「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改訂について報告をいただくこととなっております。「千葉県廃棄物処理計画」、これについては千葉県における廃棄物政策

の根幹をなす計画となっておりまして、現計画に定める目標の達成、今後、事務局で作成が現在進められております次期計画の策定に向け、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜ることになっております。

それから次に、PCBの関係ですけれども、「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」、これについては先ほど次長さんの方からもありましたように、昨年6月に国の基本計画の改正が行われまして、それに伴いまして千葉県が平成20年6月に策定しておりますけれども、これを昨年の方針に沿うような形に改訂していこうと、こういうことになっております。従いまして、県の計画も併せて改訂されるということで、この計画の改正について御報告をいただき、また御意見をいただきたいというように考えております。

会議の時間も限りがありますので、円滑な進行に努力していきたいと思いますが、皆様のご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではありますが、御挨拶にかえさせさせていただきます。

それでは、早速ですが、本日の議事録署名人を指名させていただきます。署名人として横山委員、それから杉田委員よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は諮問事項はございません。報告事項が3件となっております。はじめに議事次第にありますように「ア 第8次千葉県廃棄物処理計画について」これについて事務局から説明をお願いしたいと思います。この中には2つの事柄が入っておりまして、「①千葉県における廃棄物処理等の現状について」と「②千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について」と、この2つが入っております。この2つは非常に深く関係をしておりますので、まとめて御説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願ひします。

【江利角副課長】 資源循環推進課 江利角と申します。私の方から御説明させていただきます。失礼ですけれども座って御説明させていただきます。

資料1と資料2-1を御覧いただきたいと思います。こちらの2つの資料が密接に関係しておりますので、この2つの資料を用いて御説明させていただきます。この資料でございますが、平成25年度の千葉県内におけます一般廃棄物と産業廃棄物の排出から処理に至るその実績と経過、それと現計画との目標の達成状況等についてまとめたものでございます。

それでは資料2-1と資料1の2ページを御覧いただきたいと思います。まず一般廃棄物の関係でございますが、ごみの総排出量と県民一人1日当たりの排出量、いわゆる原単位と呼ばれているものでございますが、まず総排出量でございますが、基準年度の平成20年度につきましては、231万トンの排出がございました。25年度の結果といたしましては218万トンとなっております。目標27年度の目標値が220万トンということで、目標値を既に下回っているという状況になっております。一方、排出原単位の方でございま

すけども、平成 20 年度の基準年度の実績といたしましては、1,037 グラムと
なっておりますが、これが平成 25 年度の実績といたしまして 972 グラムま
で下がってきているということでございます。これは国の方の平均とほぼ同
じ値となっております。ただ一方で、目標値は、960 グラムということで、残
念ながらまだ目標値には達していないという状況でございます。

資料 1 の方をもう 2 枚おめくりいただきまして 4 ページの方を御覧くださ
い。こちらに再資源化の状況をまとめさせていただいております。まず再資
源化率でございます。4 ページの下のグラフを御覧いただきたいのですが、
再資源化率につきましては、基準年度、千葉県の平成 20 年度の実績といたし
ましては 24.2 パーセントとなっております。これが平成 25 年度になります
と、残念ながら 23.5 パーセントと若干下がるという状況になってございま
す。全国との比較をいたしますと、平成 25 年度の 20.6 パーセントよりは上
回っている状況をいまだに継続しているところです。

一方、再資源化量の方でございますけども、上の方のグラフになりますが、
平成 20 年度実績で 56 万トン、こちらが平成 25 年度、51 万トンということで、
再資源化量も下がってきております。再資源化の量、再資源化率共に、残念
ながら平成 27 年度目標値に達していないという状況になってございます。

再資源化等が進んでいない理由でございますけども、東日本大震災の後の
福島第一原発の事故によりまして、放射性物質が拡散したことによりまして、
樹木の剪定枝が、焼却やチップ化によるリサイクルができなくなり、直接埋
立せざるをえなくなったり、保管せざるをえなくなったりしております。ま
た市原市に、「燃え殻」や「ばいじん」をセメント化する、エコセメント化施
設がございますが、こちらがその放射性物質の影響によりまして、いまだに
稼働できていないということがございまして、再資源化率が下がっている
というような状況があらうかと考えております。

資料 1 の 5 ページをお開きください。最終処分の状況でございますが、基
準年度、平成 20 年度は 17 万トンのところ、いったん平成 22 年度にかけて下
がったのですが、震災後、いま申し上げました再資源化率が下がったの
と裏返しのような状態となっております、平成 25 年度時点で 16 万トンと
いう形で、まだ目標まで届いていないというような状況でございます。

続きまして、産業廃棄物の状況です。資料 1 の 6 ページをお開きください。
産業廃棄物の排出量でございますが、基準年度、平成 20 年度で 2,488 万トン
の排出がございましたが、平成 25 年度では 2,117 万トンと、およそ 15 パー
セント減というような状況となっております、こちらにつきましては、
目標値でございます 2,400 万トンを下回っているということで、平成 21 年度
以降、目標を達成しているという状態が続いてございます。

続きまして、資料1をもう1ページおめくりいただきたいと思います。まず再生利用の状況でございますけども、基準年度である平成20年度で再生利用量が1,445万トン、こちらが平成25年度実績では1,185万トンと、残念ながら下がってきている状況でして、目標値も残念ながら達成できていないというような状況でございます。

再生利用率につきましても、平成20年度58パーセントでございましたものが、平成25年度は56パーセントと若干下がってしまっているということで、目標には届いていない。ただ24年度の全国平均が54.7パーセントでございますので、全国平均よりは若干いいのかな、というようなことで考えております。

それから最終処分量でございますけども、平成20年度69万トンの埋立がございましたが、こちらにつきましては平成25年度、およそ55パーセント減の31万トンということで、これは目標の方をですね、61万トンですので、かなり下回っているという状況でございます。

資料1の方をもう1枚おめくりいただきたいと思います。産業廃棄物の業種別と種類別の排出量のまとまりになっています。千葉県の特徴としましては、製造業でおよそ半分を占めており、その他、電気・ガス・熱供給・水道業と建設業がそれぞれ20%弱ということで、これら3業種で8割ほどを占めるという状況になってございます。製造業でございますが、千葉県の場合、製造業のうちおよそ8割が鉄鋼という状況になってございます。県内には御存知のとおり、大きな製鉄所が2社ございますので、そちらからの排出量がおおよそ8割を占めているという状況になってございます。

この鉄鋼関係から排出されますのが、「鉱さい」、それから「ばいじん」、「金属くず」ということで、それぞれ排出量の3割ぐらいをそれぞれ占めておりまして、そのため、「鉱さい」、「ばいじん」、「金属くず」の排出量が多くなっております。それから、電気・ガス・熱供給・水道業でございますが、こちらにつきましては、ほぼ100パーセントが「汚泥」ということで、このため「汚泥」の排出量が多くなっています。併せまして、汚泥に関しては、建設業からもかなりの量が排出されておりました、建設業から排出されます量のおおよそ2割が「建設汚泥」でございまして、それにあわせまして、県内の排出量のおおよそ3割が汚泥という状況になってございます。また、建設業から排出されます廃棄物としましては7割弱が「がれき類」ということで、「がれき類」の排出割合も非常に高いという状況になってございます。

もう1枚、資料1をおめくりいただきまして、9ページでございます。こちらが業種別の処理の状況と、種類別の処理の状況でございます。まず製造業でございますが、先ほど申し上げましたように、千葉県の場合は鉄鋼業が8

割を占めるということで、鉄鋼から出てくるものが主に、「鉱さい」、それから「ばいじん」、「金属くず」ということになります。8のグラフを見ていただくと、「鉱さい」と「金属くず」は、ほぼ100パーセント再資源化がなされているということがございまして、製造業全体といたしまして、およそ7割が再資源化が出来ているというような状況でございます。

それから農業・林業でございますが、こちらからの排出量でございますが、ほとんどが「動物のふん尿」で、「動物のふん尿」は約5割強、再資源化が出来ているということでございまして、農業・林業系につきましても全体といたしまして約53パーセント再資源化がなされているという状況でございます。

それから、電気・ガス・熱供給・水道業でございますが、こちらから排出されるのがほとんどが「汚泥」でございますが、8のグラフの上の方を御覧いただきますと、「汚泥」につきましては残念ながら再資源化が10パーセントに届かず、大半が減量化という結果を受けまして、上のグラフの電気・ガス・熱供給・水道業におきましては、ほとんどの処理が減量化といった状況になってございます。

続きまして建設業でございますが、先ほども申し上げましたが、建設業から発生する物のうち、7割程度が「がれき類」ということで、この「がれき類」につきましては、ほとんどが再生されますので、建設業の8割強の廃棄物について再資源化がなされているというような状況になってございます。

資料1と資料2-1につきましては、以上にさせていただきます。

続きまして、資料2-2を御覧いただきたいと存じます。資料2-2は、現計画である、第8次千葉県廃棄物処理計画の中にもうたわれております各施策の取組みについて、県として24年度、25年度の取組み状況をまとめさせていただいたものでございます。

まず、1ページ目、2ページ目に、全体で24ある施策についての24年度と25年度の取組みの評価結果を記載させていただいております。この24の内、まず「1-2 市町村との連携の強化」、こちらでございますが、24年度は残念ながら「△」という評価でございましたが、25年度は概ね「○」かなということで、少し評価の方が上がってございます。それから「2-1 静脈産業の活性化」でございますが、こちらは25年度も24年度に引き続き、残念ながら「△」というような評価となつてございます。次に2ページでございますけれども、「5-3 産業廃棄物の公的関与の在り方の検討」でございますが、こちらにつきましては24年度「△」でございましたが、25年度は新たな取組みをしたということで、一応「○」という評価をさせていただいております。内容につきましては、変化のあった項目のうち、「△」があった部分について御説明させていただきたいと思っております。

まず4ページをお開きください。「市町村との連携の強化」でございます。こちらにつきましては、市町村との意見交換会や研修会を例年行ってきたところでございますが、25年度につきましては、3つ目の段落でございますように、事業系一般廃棄物の削減対策の促進に注目いたしまして、県内市町村の一般廃棄物、事業系一般廃棄物の取組み等について実態把握の調査を実施しております。併せまして、東京、神奈川、埼玉と近隣3都県の事業系一般廃棄物の削減対策についてヒアリングを行っております。こちらにつきましては、今年度取りまとめを行いまして、引き続き来年度、新たな調査を進めていきたいと考えております。

続きまして7ページをお開きください。「静脈産業の活性化」でございますけれども、こちらは産業廃棄物協会さんと廃棄物の適正処理に向けた連携事業は引き続き行わせていただいたのですが、24年度の欄の真ん中あたりに書いてございますけれども、先ほど申し上げました、市原エコセメント施設が東日本大震災の影響により休止するというようなことがございまして、25年度も残念ながらエコタウンプランの地域施設との連携を深めることができなかったということで、取組み評価といたしましては継続して「△」というような評価をさせていただいております。

続きまして21ページをお開きください。こちらが「産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討」でございます。25年度につきましては、公的関与の最終処分場を設置しております各県に対しまして、ヒアリングを行いまして、そのヒアリングを行った結果を受けて、各都道府県に対しまして、実際に公的関与の処理施設を設置するにあたっての考え方などについてアンケート調査を行っております。ちなみに26年度、今年度につきましては、実際に公的関与の最終処分場を設置している各都道府県に対しまして、実際の運用面、資金的なものを、実際に自己資金でまかなえているのかなどについて調査を進めてございまして、これらの結果を受けて、来年度以降、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【瀧 部会長】 はい、ありがとうございました。いまの2つのテーマについて御説明いただいたわけでございます。これらについて、御意見・御質問等ございましたら、御発言をお願いします。2つとも関係が深いので、どこからでもよろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【宮脇委員】 確認というか、質問に近いのですが、資料1の説明の、5ページのところで、最終処分量が増えていく理由が震災以降の剪定枝などの処分が増加との話があったのですが、確かに増えるのはわかるのですが、

25年度まで増加傾向にあるというのは、不燃の残さの割合が年によって変わるのでしょうけども、震災に関係なく22年度あたりから増え始めているのではないかと思います、そのあたりはどうでしょうか。

【江利角室長】 先生、おっしゃるとおりでして、25年度も増えているというのは、24年度に比べると剪定枝等の処分の影響は小さいのかな、と思っております。また、先ほどの説明、24年度につきましては焼却残さの埋立という形で、13万8千トン埋立をさせていただきますけども、25年度は13万2千トンまで下がっている、これは、県内のエコセメント施設が相変わらず停止したままでございますが、他県の資源化施設等へ振り分けて、25年度からは処理したということがございまして減ったということでございます。逆に、24年から25年にかけて埋立量等が増えているということについては、今後、その辺の分析は進めさせていただきたいと考えております。

【瀧 部会長】 よろしいでしょうか。他に何かございませんでしょうか。

【井上委員】 質問に近いのですが、資料の1の1ページの汚泥の件についてですが、建設業から出るものが多いという報告があったのですが、下水道の汚泥はどうなのでしょう。それと資料2-2の7ページで、汚泥の減量化についての研修会を開催されたということですが、先ほどの資料1のその次のページですね、再資源化率が極端に悪すぎる、この辺の方策は研修会の中で議論されて、展開されているのでしょうか。もしありましたらお願いします。

【江利角室長】 下水汚泥につきましては、公共団体が事業主体ということで、そちらにつきましては特段の研修等は行っておりません。実際、汚泥に関する研修といたしましては、建設汚泥につきましては、建設リサイクル法の観点から研修を行う形で進めさせていただいております。

【井上委員】 総量的に、この汚泥の中に下水汚泥は含まれていないのですか。

【江利角室長】 下水汚泥は含まれております。

【井上委員】 含まれておりますよね。

【江利角室長】 はい。

【井上委員】 おそらく半分くらいいきそうではないかと。

【江利角室長】 たぶん、その位ではないかと思えます。

【井上委員】 その辺が、リサイクル、再資源化されない理由、何か理由があるのでしょうか。

【江利角室長】 下水汚泥については、今のところ、まだ減量化という形で千葉県内の施設の方ではやっております、施設整備等が必要となりますので、今後の課題になろうかと思っております。

【玉田課長】 県で行っております下水汚泥の関係ですけれども、再生利用ということで検討してまいったのですけれども、原発事故の関係で汚泥自体に放射能が含まれてしまうということがございまして、再生をするのを見合わせているといったことございまして、かなり濃度も下がってきておまして、ある程度下がってきた段階では、そういった取組を進めるというようには下水道部局から聞いているところでございます。

【横山委員】 少し戻ってしまうのですが、エコセメント施設に焼却汚泥を持って行き、リサイクルする件ですが、千葉県内の施設には持って行かず他県の施設に持ち込まれているということでご説明を頂いた所ですが、他県の施設では、エコセメントとして利用できており、千葉県内の施設では、まだ、放射能の影響に対応できず、リサイクルできていないということなのではないでしょうか。

【江利角室長】 千葉県内の施設は、水処理の方に放射性物質が溶け出してしまうという問題がございまして、施設そのものが運転できない状態となっております。

【杉田委員】 公的関与の処分場の件についてですが、私ども業界も最終処分場の不足ということで、原発事故に伴って、焼却灰とばいじんが富津の処分場に入れられない状態が続いている。最終処分場は、こういう大きな災害が起きた時の受け皿として必要な施設ですので、状況を踏まえて、もっと迅速な対応をお願いしたいと思っております。

また先ほど出ました汚泥の問題ですが、産業廃棄物の汚泥は、リサイクル率が、施設に入るとカウントされるのですが、実際に使われたものを確認す

ることが大切だと思いますので、リサイクル品の品質や利用実績も含めて県としてどのような形が望ましいのかを業界と一緒に考えて欲しいと思います。よろしくお願いします。

【江利角室長】 公的関与の最終処分場につきましては、委員の御指摘のとおり災害への備えを考えますと、さらにスピードアップが必要であると考えております。また汚泥の再資源化、実際にどこでどうやって使っていくかということが、かなりのネックになっていくかと思っておりますので、その辺についても併せて検討してまいります。

【瀧 部会長】 よろしいでしょうか。いま今後の検討事項として何点か出てきましたが、これは第9次の計画の方には盛り込まれていくと、このように考えてよろしいでしょうか。

【江利角室長】 ただいまいただいた御意見につきましては第9次の処理計画策定に際し、きちんと検討していきたいと考えております。

【瀧 部会長】 ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

【井上委員】 質問、要望なのですが、6ページの産廃の年度ごとの表がすごく見やすいのです。市民に説明するときには量よりもパーセンテージの方がわかりやすいのですね。これしっかりとパーセンテージまで出しているのですけども、一般廃棄物の方は数字だけで、説明するときには、私自身の方が一生懸命計算して出しているのですけども、どちらか統一していただければいいと思います。6ページ、7ページのようなものの方が、すっきりして見やすいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

【江利角室長】 来年は、6ページ、7ページの産廃表の方に合わせる形で資料を作成させていただきたいと思っております。

【瀧 部会長】 だいたい、御意見、御質問等出尽くしたようですので、とりあえずは、この件については終わりにしたいと思います。また後で、時間がありましたら意見を伺うとして、時間がない場合は事務局の方に問い合わせ、御意見等出していただけたらと思います。

続きまして、第9次千葉県廃棄物処理計画策定のための作業状況について、事務局から説明をお願いします。

【江利角室長】 引き続き、資源循環推進課から御説明させていただきます。

まず、資料3を御覧ください。こちらは、第9次処理計画を策定するに当たり、現状の廃棄物処理体制、排出状況がそのまま続いた、すなわち新たな施策の追加等が行われなかった場合に、廃棄物の排出や処理の状況がどのようになっていくのかを単純に将来予測したものでございます。現況といたしましては、一般廃棄物については24年度、産業廃棄物については25年度の実績をもとに、平成32年度の予測を行うというものでございます。なお、この予測結果は、先ほど申し上げましたように単純将来のものでございますので、この単純将来の予測結果を受けて、今後、次期計画策定に向けた課題に対する検討等を行い、その上で新たに32年度を目標として、目標数値等の設定を進めていきたいと考えております。将来予測の手法につきましては、いま申し上げました通り、一般廃棄物につきましては、平成24年度を現況としております。実際の算出にあたりましては、19年度から24年度までの5年間の排出原単位、一人1日当たりの排出量、こちらが現状と同程度で推移するとして、これに将来人口の推計値を乗じることによって排出量等を算出しております。一方、産業廃棄物の方でございしますが、今年度、各事業所にアンケート調査等を実施しまして、25年度の実績値を調査しております。この25年度の実績値を用いまして、業種ごとに実績値を取りまとめた上で、排出原単位を出しまして、各業種ごとに今後活動量がどう推移していくかということについて、過去のトレンドをもとに推計いたしまして、発生量、排出量、あるいは処理量等の推計を行っているところでございます。

その結果でございすけども、まず一般廃棄物の方でございすが、排出量につきましては、平成24年度実績で219万トンでございました。これが平成32年度になりますと3.3パーセント減の212万トンまで下がるであろうというような推計をしております。それから排出原単位でございすが、こちらが24年度実績で976グラムでございすが、こちらが3.4パーセント減の943グラムまで下がるだろうと、というような予測をしております。それから再生利用量についてでございすけども、再生利用率につきましては、先ほど申し上げましたように、新たな施策をとっていない、いわゆる現状のまま推移するということが前提となっておりますので、23パーセントのままということで、排出量が下がることによって、51万トンが49万トンに下がるというような推計になっております。それから最終処分量につきましても、こちらが今と同じような処理形態ということが前提でございすので、排出量の減に伴います量という形で、数値としてはほとんど変わっていない、約3.1%減というような形の結果になってございす

それから産業廃棄物の方でございますけども、排出量といたしましては、活動指標等を用いて計算した結果、25年度2,117万トンの排出量に対しまして、32年度では10.2パーセント増の2,333万トンまで増えるだろうという予測になっております。それから再生利用量でございますが、こちらは1,185万トンから1,335万トンということで、12.7パーセントの増という形で推計されております。一方、最終処分の方でございますが、こちらは再生利用量ほどの伸びではなく、約6パーセント増の313万トンから363万トンまで増えるというような予測結果となっております。

次の2ページ目以降で詳細を御説明いたしますが、一般廃棄物につきましては、いま申し上げた内容を経時的に示しているだけです。割愛させていただきます。5ページをお開きいただきたいと思います。産業廃棄物の方の業種別の排出量でございまして、資料1でお話いたしましたけども、千葉県の場合、製造業と建設業の占める割合が高いということで、活動指標等を調べていきますと、建設業につきましては、平成25年度に比べますと、32年度で34.6パーセントまで増えるというような活動指標予測となっております。これは、元請工事量などが増加してくるという予測のものと推計です。資料1で申し上げましたように、建設業で最も排出されるものががれき類ということでございまして、6ページをお開きいただきたいと思いますけども、やはりこの建設業の伸びを受けまして、建設業から排出の7割ががれき類ということでございまして、このがれきにつきまして、発生量として、31.9パーセントの伸びとなるであろうという予測結果となっております。

つづきまして9ページをお開きください。こちらが発生量から減量化や再資源化量等を除いた、実際の排出量という形で、中間処理業者等で処理していただくことになる量になりますが、こちらの伸び率といたしまして、全体では10.2パーセントということでございます。このうち建設業では34.6パーセントの伸びという形で予測されております。なお建設業からの排出につきましては、がれきと建設汚泥がほとんどでございまして、なかなか現場での減量化、再資源化が難しいということで、発生量から排出量の変化も3,000トン程度しかなく、発生量のほとんどが排出されてくるというような状況になってございます。

つづきまして10ページをお開きください。こちら排出量でございまして、同じように建設業の伸びの影響を受けまして、がれき類の排出量が31.9パーセントほど増えるというような見込みになっております。

最後に12ページをお開きいただきたいと思います。全体状況をまとめますと、平成25年度に対しまして平成32年度では、発生量としては10パーセントの伸びが予測されますが、排出量としては、がれき等の排出の伸びの影響を受

けまして、10.2パーセントまで伸びるということになります。一方、がれき類は、再生利用が可能なので、再生利用量としては12.7パーセントまで伸びる。そして、最終処分量については、6パーセントの伸びで抑えられるというような見込みとなっております。以上が将来推計になります。

次に資料4をお開きください。こちらが第9次の廃棄物処理計画策定に関するスケジュールでございます。基準年度を25年度としまして、28年度から32年度の計画期間で策定したいと考えております。今年度は、先ほど御説明させていただきましたように、実態調査結果の取りまとめ等を行い、来年度、その結果を受けて、数値目標や施策の検討を行いまして、9月頃に骨子案を、当審議会に諮問させていただきたいと考えております。

そこで、いただいた御意見をもとに、11月には計画案を御審議いただきまして、最終的に2月に計画の最終案を御審議いただくという予定を考えております。

次に資料5を御覧いただきたいと思っております。県の廃棄物処理計画は、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して策定することとされています。そのため、国の方針と、現在の県計画との関係がどうなっているのかをまとめさせていただいたものでございます。

まず、1ページでございますが、国の方針の基本的な方向といたしましては、まず、当然のことでございますが、出来る限り廃棄物の排出を抑制する、その上で、出てくる廃棄物については、出来る限り循環的な利用を行う、さらにそれでも処理しなければならないものについては、適正な処分を確保するということが記載されております。これを受けまして、県の処理計画におきましても国の基本方針に即しまして、3Rの推進、及び適正処理の推進を基本とし、その上で、持続可能な資源循環型社会への転換を進めていく。その際に、県としてライフサイクルのすべての段階において、環境への負荷の低減を図るといようなことも加味して検討していく。さらにこういった対策を取った上で、処理しなければならないものにつきましては、特に本県の場合、過去、不法投棄の問題が続いてきたこともございまして、不法投棄の問題でも、本県を取りまく廃棄物に係る問題と課題を踏まえた実効性のある施策を実施する、ということで基本方針とさせていただきます。

8ページをお開きください。国の方針の主なものについて、県の計画ではどうなっているのかを御説明させていただきます。まず8ページの左側の最後の段落の部分、廃棄物の処理施設の整備の関係でございますが、「民間による処理体制の確保を基本としつつも、必要な処理能力を確保するため、公共関

与により産業廃棄物処理施設の整備を検討する」となっております。そして、県の計画の中にも、民間事業者による整備を基本としつつ、廃棄物処理施設の公的関与のあり方について、必要な検討を行う、ということで記載してございます。

次に11ページを御覧ください。一般廃棄物の処理体制の確保ということで、国の方針では、一般廃棄物につきましては、市町村の方で処理をするということで、推進面も含めておこなうこととなっておりますけれども、市町村がそれぞれ廃棄物を処理すればよい、ということではなくて、循環型社会の実現のための必要な施策を踏まえ、その上で、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備する必要がある、とうたわれております。これに対しまして、県の計画では、一般廃棄物の処理が市町村の固有事務、自治事務でございますので、市町村に対しまして、必要な情報の提供や助言を行っていくということで、記載させていただいております。

次に12ページをお開きください。国の方針の一番最後の段落になりますけれども、廃棄物系バイオマスの利活用、こちらにつきましては、循環型社会の形成だけではなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資するということがございますので、メタンガス化とかBDF化や飼料化とかいろいろ処理方法がございますが、これらを組み合わせることで、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要であるということがございまして、県の計画の中にもさまざまなバイオマスの有効活用をするため、千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、必要な基盤の整備、バイオマスの原料利用の拡大、バイオマス製品の利用の促進などを進めております。

続きまして、14ページをお開きください。国の方針の最後の段落でございますけれども、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県の区域を超えて、一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、まさしく千葉県は東京に隣接する首都圏に位置しますので、この圏域内で必要な処理能力を確保するため、広域的な処理施設の整備を図ることとされてございまして、これを検討することとしております。これを受けまして、県の計画では、産業廃棄物の広域移動の実態把握、また、産業廃棄物の流出入に対する広域的な対策について必要な検討を進めていくということで記載してございます。

続きまして16ページになります。こちらは不法投棄関係の記載でございますけれども、国の方針では、生活環境の保全上支障が生ずるようなことがあってはならないということで、必要に応じて行政命令、措置命令等を行いまして、地方公共団体は、不適正処理等の違反行為を把握した場合には、行政処分を迅速かつ厳正に行うべきであるとの記載がございまして、これに対しまして、県の計画では、不適正処理が行われた場合には、行為者等に必要な指導

を行うとともに、悪質な行為者に対しては、行政処分等を行いますというように記載しております。併せまして、その不適正処理を防止するために、17 ページの下段になりますけれども、産廃の不法投棄を無くすために、徹底した監視活動を行う。また、不適正処理が行われた場合には、行為者に対して必要な指導を行うとともに、行政処分等を行う、というふうにしてございます。

一方、実際に不適正処理が行われてしまった事案についての対応がございませぬけれども、国の方針でございませぬが、17 ページの 5 番のところをございませぬけれども、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とするということがございませぬして、県の方では、18 ページになりますけれども、4 番ということで、不法投棄等の違反行為者等に対して、周辺環境への支障を生じさせないような適切な管理と改善措置を行わせるとともに、周辺環境への支障を防止する緊急の必要がある場合には県自らが代執行によって、支障の除去を行う、ということで記載をしております。

続きまして、22 ページをお開きください。国の方針の一番最後のパラグラフになりますけれども、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合がある。また、ごみ焼却施設の集約化により、効率的な熱回収が可能になるというようなことがございませぬので、地理的な特性を考慮した上で、適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとするということでございませぬ。実際には広域化が進んでおりますけれども、財政的な課題が多いということがございませぬして、残念ながら再資源化に着目した施設整備があまり進められていない現状がございませぬし、現在の処理計画でも、そのことはうたわれておりませぬので、このあたりについては、次期計画の中で、きちんと検討していく必要があるだろうと考えております。

また、その次の段落になりますけれども、大規模災害時の廃棄物の関係でございませぬけれども、今の計画の中では、災害時の円滑な廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理体制の整備に努める、とされておりますけれども、東日本大震災の経験を踏まえ、この部分については、よりしっかりと次期計画では書き込んでいく必要があるだろうと考えております。

ページが前後するのですが、最後に 3 ページをお開きください。こちらは参考ということで、この方針のもとになっております「循環型社会形成推進基本計画」という国の計画がございませぬ。これが 25 年 5 月に改訂されてございませぬして、平成 32 年度を目標年度とする目標が定められております。この中には、まず一般廃棄物の排出原単位である一人 1 日当たりの排出量を 32 年度で 890 グラムまで下げる、平成 12 年度比で 25 パーセント減を目標とするとされております。

一方、先ほど御説明させていただきました平成 32 年度の県の単純推計の結果でみますと、平成 32 年度で 943 グラムと、12 年度比で 11 パーセントの減までしか下がらない、どのような結果になってございます。

また 2 番目の家庭系のごみの排出原単位につきましては、国の目標では 500 グラムということで、12 年度比で約 25 パーセントの減となっておりますが、県の単純推計では 626 グラムということで約 17 パーセント減までしか下がらない、というような試算となっております。

あと事業系ごみの排出量でございますが、こちらについては 12 年度比で約 35 パーセント減まで下げるという国の目標になっているのですが、県の現在の試算では、12 年度比で 11 パーセント減までしか下がらないという風になっておりますので、このあたりの目標につきましても、次期計画の中にはきちんと精査をして検討していく必要があるだろうと考えております。以上でございます。

【瀧 部会長】 はい、ありがとうございます。ただいまの御説明に対して御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

【杉田委員】 先ほどの資料の 1 は、最終処分量が 31 万トンになっているのですが、資料 3 では 313 万トンになっています。単位が違うということでしょうか。

【江利角室長】 失礼いたしました。資料 3 の方が、31 万 3 千トン、36 万 3 千トンになります。大変失礼いたしました。

【宮脇委員】 資料 3 のところで、産業廃棄物の発生量、排出量が将来的に大幅に増えるとのことですが、建設業がふえるということだったのですが、これが具体的にはどんな形で推計されると 30 パーセントも増えるのかな、先ほど聞き漏らしたのか、聞き取りが悪かったのか。もし分かれば教えていただけるとありがたいなと。

【江利角室長】 建設業につきましては、元請完成工事高、こちらを活動量指標として採っており、これを 25 年度までの過去 5 年間のトレンドを単純にそのまま伸ばして推計しております。

【井上委員】 これは質問になってしまうのですが、漂流ごみ、海ごみですね、一般廃棄物になるのですかね。こちらの表記がありませんので

ども、千葉県は海に囲まれている県なので、何かがあってもよいのかな。生態系を脅かすものもありますし、かなり危ないものが海に流れているようでもありますから、何かそういうものについて明記があってもよいのかなと思います。

【江利角室長】 資料の5の8ページをお開きいただきたいのですが、いまお話をいただいた漂流ごみ、漂着したごみ、こちらについても処理体制の整備に努めるということで、現計画にうたわれております。実際に国の補助金、交付金等を受けまして、毎年、ここ5年間ずっと、海岸漂着ごみの処理について、千葉県内において漂着ごみが多く、かつ通常の処理体制では処理が困難な地域を5地域選びまして、漂着ごみの処理を進めております。これも、実際に取り組んでいることですので、次期計画の中では、もう少し書き込んでいきたいと考えております。

【玉田課長】 どちらかというところと漂流ごみについての御指摘がメインだと思うのですが、実は、いままで国の補助金は、漂着ごみについては基金を作って補助制度がありまして、今年度の国の補正予算からですが、今度は漂流ごみもその対象ということになりました。ただ実際のところ、漂流したごみを一体どう処理したらいいのかというところが、実は県でもよく分からない。漁業関係の方にお聞きしても、どちらかというところと漁船などが回収したごみを対象として考えているようです。県では、次期計画でストレートに漂流ごみについて記載するかどうかは別として、そういう制度がございしますので、実態とあわせて千葉県で活用できるのかも含めて来年度検討かなと思っております。確かに、生態系の関係では、漂流するプラスチックの問題などがございしますが、漂流ごみ、あるいは海底のごみというものも国としては対象としたいということで動いております。まだ実際にどう動かしたら、動けるのかというところがはっきりしない、また本当にそれも一般廃棄物かどうかというところがございしますので、それは少しまた今後をみていただけたらと思います。

【杉田委員】 次期計画策定にあたって、各リサイクル法が施行されて、国がリサイクル法の見直しを検討している最中ですが、次期計画の中にもリサイクル法の改正内容を盛り込むことになるのでしょうか。それともリサイクル法の改正内容は盛り込まずに、次期計画を策定するのでしょうか。

【江利角室長】 いまお話のありました各種リサイクル法なのですが、

実は今回の予測結果を算定するにあたって、その辺の影響をきちんと盛り込めたらなということで、当初は作業に入ったのですが、やはり、例えば小型家電リサイクル法もまだ始めたばかりでありまして、その辺の数値的なものをしっかり把握するのが難しかったことがありまして、数字には反映できなかったのですが、当然処理計画の中には、きちんと検討して盛り込んでいかなければならないものと考えております。

【杉田委員】 私どもも、リサイクル法の改正に伴い、対応にとまどうのですが、廃棄物の適正処理を前提にした形で、リサイクル法に則って処理した場合、数値がちょっと分かりにくい面がでてくるのは確かなのですが、リサイクル法がある以上、明確にできればいいと思います。

【江利角室長】 ありがとうございます。

【瀧 部会長】 私の方から、私の理解できない部分も含めてなのですが、資料5の3ページ、参考で書いてあります数値ですね、ここと、それから資料3に上げている数値とは、うまくこう、フィットするのかどうかですね。例えば、家庭ごみ、確か943グラム位だったかという話でしたよね。平成32年度の目標としては、500グラムというような数値になっているので、このあたりですね、どのように県は考えているのか、私の見方がまずいのか。

【江利角室長】 資料3の2ページを御覧いただきたいと思います。この表1というのがございまして、この中に生活系の排出量が記載されております。生活系の排出量を見てまいりますと、平成32年度の予測値で140万3千トン排出されるという数値がございまして、これは1年分ということでございまして、365日で割って、人口で割り返しますとこの資料に記載の家庭ごみ一人一日当たりの排出量ということで、626グラムという数値になろうかと思いません。実際には626グラムを500グラムまで国は下げるとしてはいますけれども、626グラムというのは単純に今のままでいったら626グラムまでしか下がらないということですから、これを500グラムに下げるのにはどうしたらよいか、どういう施策をうっていくのか、その上でどれだけ下げられるのかを、次の計画の策定に向けて検討していきたいという風に考えております。

【瀧 部会長】 そういうことですね。

【江利角室長】 はい

【瀧 部会長】 はい、わかりました。ほかに何か、これは質問というよりも、これだけのごみが削減されるということになると、焼却施設ですとかいろいろなところに影響が出てくる。いい意味での影響、悪い意味での影響といろいろなところで出てくるとは思いますけども、そのあたりはどうなのですかね。例えば、焼却施設などはカロリー数を考えて、相当長い期間かけて作るわけですね。出来上がって実際に動き始めてみたら、カロリー数が足りなくなってしまうとか、あるいはごみの量が少なくなってしまうとかですね、そういう、ある意味ちぐはぐさがでてきてしまうとか、そんなことが起こりそうなのですか。その辺り、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

【江利角室長】 一般廃棄物につきまして、確かに部会長おっしゃるとおりですね、1回焼却炉をつくりますと、短くても20年、いまは延命化等行って30年以上使うという形になってきています。実際に、平成32年に今後5年間で本当にここまで下げられるのかというのがあるのですけども、一度施設を作ると20年、30年は作った市町村の処理体制は大きく変わらない、ということもございますので、そういった市町村において、排出原単位を下げるとか、処理の内訳を変えていくというのは、現実的には難しいかと思っております。ただ、ダイオキシン対策が叫ばれた時代に、千葉県の施設も全国の施設と同様に、一斉に改良や施設の更新を行ったということもございまして、いまここ数年から今後にかけて、実際に施設の更新が進められていく計画をたてようとしている市町村がございまして。

そういったところにつきましては、一般廃棄物の収集体制等を含めて抜本的な検討をして、施設整備をすることになりますから、そういった市町村に対して、いろいろと情報提供する。例えば生ごみを完全に分けて、飼料だとか発酵だとかに利用すれば、逆に焼却施設の方の規模は小さくて済むというような形になっていきますので、そうすれば逆にその施設が30年間運転していたとしても特段問題が起こることにはならないと思っておりますので、そもそもの施設整備の前の実際、各市町村からどういうふうに、どういうごみを処理していくのか、その基本的なスキーム作りのところから、市町村に対しては働きかけをしていきたいと考えております。そのためのグランドデザイン的な意味として、次期処理計画を作成していきたいと考えております。

【瀧 部会長】 はい、わかりました。

できるだけ、スキームを早く作って、関係市町村の方に情報を流していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【宮脇委員】　いまの部会長の話に関連するのですが、いま言われていた廃棄物の量が減ってくるという話で、それと先ほど別のところで話があったかと思いますが、廃棄物の広域処理の話とは、かなりリンクするところがありますので、ぜひその辺はからめた形で表現されたらよいのかな。今は国の施策がこうなっています、と順番にかくと別個の話で切れているのですが、広域化を進めるという市町村、統合していく時に処理量を段階的に落としていくということも可能かと思っておりますので取り入れていただければと思います。

【江利角室長】　ありがとうございます。

【瀧 部会長】　ほかによろしいでしょうか。

【井上委員】　この第9次に間に合わないかもしれませんが、本当は間に合せてほしいなという願望でお話しますが、先進の、環境省もそうですが、先進の市町村については、2Rなんです。リサイクルをはずしちゃっているのです、どこかでそういう、先のことになるのですが、千葉県も検討しているということが入っている方が僕はいいかと思います。間違いなく。

【江利角室長】　昨年、そういった関係の講習会をさせていただいたりしております。県としましても、いま委員のおっしゃられました2Rが重要だということで、認識をもっておりますので、次の計画の中ではですね、その辺もきちんとうたいこんでいきたいと考えております。

【瀧 部会長】　ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。では、だいたい御意見も出尽くしたようなので、このあたりで、この件については閉めたいと思います。

また後程この件について、御意見、御質問等ありましたら事務局へお願いしたいと思います。

資料4については、御意見はなかったようですが、よろしいですか。スケジュール表ですね、よろしいですね。

続きまして、報告事項の「ウ 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

の改訂について」事務局から御説明よろしく申し上げます。

【石崎副課長】 廃棄物指導課の石崎と申します。座って御説明させていただきます。

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の改訂について御説明いたします。まず資料6を御覧ください。計画の位置づけ及び、改訂の経緯について御説明いたします。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物、PCB廃棄物といわせていただきますが、過去30年くらい処分が出来ずに、保管を余儀なくされてきたということがございましたけれども、平成13年の7月にPCB特別措置法が制定されて以降、処理が本格的に開始されたところでございます。

今回改訂いたします、PCB廃棄物処理計画につきましては、この資料にございますとおり、PCB特別措置法に基づき都道府県が区域内、つまり千葉県における適正な処理に関する計画を立てることが定められている。また計画の策定にあたりましては、千葉県の廃棄物処理計画及び、国が策定しておりますPCB廃棄物処理基本計画というのがございますけれども、これに即して定めなさいとされている法定計画でございます。

千葉県では、最初の計画を平成20年9月に策定しております。それ以降、県内の保管されているPCB廃棄物の処理が進められてきたところですが、今般、国におきまして、当初予定しておりました平成28年3月までの処理完了が様々な理由により困難となったことを受けまして、その処理期限が延長されました。

そして、国の処理基本計画、こちらの方も変更されたということを受けまして、今回、千葉県の計画を改訂するものです。

既にこの改訂案につきましては、2月にパブリックコメントを実施しております。その結果を受けまして、本日は、その最終案を皆さまに御報告させていただくというものです。

次に、改訂の内容ですが、その前に、PCB廃棄物について概略を説明させていただきたいと思っております。別にお配りしているパンフレットの中に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に向けて」、というのがありますでしょうか。こちらの2ページを御覧ください。PCBの性質、毒性について記載されてございます。

PCBは御存知だと思いますが、工業用に合成された化合物であり、熱で分解しにくい、電気絶縁性の高い、燃えにくいといった安定な性質を有しているということで、トランス、コンデンサといった電気機器の絶縁油として、また熱交換器、熱媒体、ノンカーボン紙などに広く使われてきました。しか

しながら、毒性がございまして、慢性的な毒性、中毒症状として、目やに、あるいは爪の変形、色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）のような皮膚症状が報告されているということがございます。

次に、3 ページを見ていただきますと、代表的な電気機器が載ってございます。3 ページに写真がございしますが、ここに代表的な機器として、高圧のトランス、高圧のコンデンサ、安定器の、3 種類が代表的なものなのですが、これらは元々 PCB が使われていたということで、これらを、後に説明しますが、計画の中では、高濃度 PCB 廃棄物という呼び方をしております。

一方、その下にあります、微量 PCB 汚染廃電気機器につきましては、本来 PCB が使われていないと思われていたものにも、PCB 汚染が確認されたということで、これらのものを微量 PCB 廃棄物といっているのですが、こういった電気製品を含めて、1 キログラム当たり 5,000 ミリグラム以下の PCB が含まれているものを低濃度 PCB と定義しております、廃棄物にも高濃度と低濃度があることを御理解いただければと思います。

続きまして、これまでの PCB 廃棄物処理についての経緯を説明させていただきます。「北海道 PCB 処理施設の御案内」というパンフレットがあるかと思いますが、こちらを御覧ください。2 ページの上段に PCB 処理事業のあゆみがございます。こちらで説明させていただきます。まず年表の 1 番上にありますように、昭和 29 年に国内の生産が開始されたということなのですが、昭和 43 年にカネミ油症事件が発生して社会問題化され、これを契機に対策が進んでまいりました。昭和 49 年には製造及び新たな使用が禁止されたところでございます。そして処理の方ですが、PCB の処理については、既に昭和 52 年に廃棄物処理法に処理方法が定まっているのですが、実際のところ、その処理施設ができないという状況が続き、長期間、約 30 年間事業者が保管するというような状況が続いているということがございます。

その後、平成 12 年に、ニュースにもなりましたが、八王子の小学校で蛍光灯の安定器が破裂して、児童の頭上に PCB が降り注いだという事故がございました。また国際的には平成 13 年にストックホルム条約が採択されておりました、約束事としましては、平成 37 年までの使用の全廃、40 年までの適正処分というものが定められているところでございます。

こうした中で、平成 13 年に PCB 特別措置法が制定され、日本では当初、28 年 7 月までにすべてを処分するということとし、国が主体となって、PCB 廃棄物処理施設の整備を進めていくということになりました。

その処理施設の整備ですが、当時の環境事業団、現在では中間貯蔵・環境安全事業株式会社、通称 J E S C O と呼んでおりますが、J E S C O により処理が進められて、全国 5 か所に拠点的な処理施設が整備され、広域的な処

理が行われているところでございます。

その全国の5か所の事業エリアにつきましては、同じく2ページの下の方に日本の地図があるかと思いますが、上側の部分、北海道、東京、豊田、大阪、北九州の5か所、5つのエリアが当初設定されたということで、千葉県については、東京都江東区にあります処理施設で処理されるという体制になっております。

また、こうしたPCBの処理を進めておりましたが、その後、微量PCBの問題が確認されたということで、微量PCBにつきましては、廃棄物処理法を改正しまして、低濃度PCBの分類を設け、その処理については、国が認定する施設で、無害化処理認定制度というのがあるのですが、こういったものを活用して処理をしよう、民間主体で処理をしようという体制が構築されております。

ここまでのPCB廃棄物の基本的な御説明ということになります。次に、参考資料の1枚目に「国の基本計画の変更について」を付けてございます。こちらが基本計画の元となるものですので、御説明させていただきます。1番の「変更の背景」ですが、2番目の白丸を見ていただきますと、平成24年度末時点における全国の処理進捗状況は、高圧トランスで56パーセント、コンデンサーで44パーセントに留まっている。そして4番目の白丸にありますように、処理開始後に明らかになった課題、低濃度PCBの処理がまだ半ばであるということで、当初の予定の28年3月までの事業完了は非常に困難になってしまった、というような背景がございます。

そういった中で、2番に「変更の主な内容」がございます。まず、高濃度のPCB処理につきましては、全国5か所でエリアを区切って行ってきたところですが、それぞれ相互に施設を活用しながら広域処理をさらに進めていこうということになりました。このうち、安定器汚染物につきましては、当初、東京で行う予定でしたが、それが出来なくなったということで、全国2か所、北海道と北九州の2か所に集約して処理をしようということになりました。

さらにこの処理期限については、保管事業者がJESCOの施設に委託する、最終的な期限を設けて、施設ごとに、終了時期が設定されたということで、最長でも平成37年度までに高濃度PCBの処理が完了するということにされたところです。

一方、微量のPCBや、低濃度PCBにつきましては、民間の無害化認定施設等を活用して処理を進めていこうということで1日も早い処理を進めていこうということになっております。裏面を見ていただきますと、JESCOの処理施設の相互の補完関係というものが示されてございます。上の図、東京の施設を縦に見ていただきますと、東京エリアの真ん中のところ、コン

デンサの一部が左側の方に行って、北九州で処理されることになっています。一番下、赤字になっていますが、東京エリアの安定器・汚染物につきましては、全て北海道で処理がされるというように変わったと、ということになります。

さらに、処理期間は、下の図になりますが、施設ごとに事業の終わりの時期が設定されておりますので、それまでに処理を完了するというような体制になってございます。

それでは、資料6に戻っていただき、資料6の3番のところ、主な改訂内容について御説明させていただきます。先ほど御説明いたしました国の基本計画の変更、これに伴って県計画を変更するという事で、具体的にはまず計画期間を変更します。国に合わせて、平成28年3月までの期間を39年3月までに変更をいたします。

次に、処分期間等の変更ですけれども、広域処理の体制が変わりましたので、千葉県も、最長でも37年度末までに施設ごとの処理期限を守りつつ、処理を完了するということになります。

そして、高濃度コンデンサの一部は北九州で処理する、安定器につきましては全てを北海道の事業所で処理をするということになります。低濃度PCBにつきましては、無害化認定施設等で処理をするのですが、この終了時期は法の最終時期と一緒に平成38年度末までに処理を完了するというようにしております。

処理の促進策でございますが、今回の計画では、県として、今後、未処理のPCB、あるいはPCB使用製品などの、PCB廃棄物についての掘り起こし調査を実施していくということ、そして、未処理の事業者の一覧表を網羅的に完成させるということ、その上で、それぞれの保管者に対して処理の時期の確認、計画的処理期限内の処理の完了に向けた指導を行っていくということが、千葉県の主な仕事になってございます。

続きまして、(2)にありますように、計画内容にある保管量等のデータについては、新しいデータに書き加えさせていただいております。

その他として、県も事業者として多数のPCB廃棄物を保管しているということで、県としても適正な処理をしていくということを記載してございます。

次に、計画案の骨子についてですが、今説明しましたポイントについて、資料7の計画本文の方で、御説明いたします。

まず1ページ目には、序章としてこれまでのPCBに関する経緯を書かせていただいております。続きまして3ページの2番、対象区域として、千葉県内全域についての計画を定めるということ。そして4番、計画期間は、法

の最終期限である平成 39 年 3 月 31 日までとしていること。

そして、4 ページをお開きください。P C B 廃棄物の処分期間ということで、表にまとめてございます。左の縦の列を見ていただきますと、高濃度 P C B 廃棄物と低濃度 P C B 廃棄物に分かれます。そして高濃度につきましては、高圧トランス、コンデンサと安定器に分かれます。さらに、高圧トランス、コンデンサについては、基本的には東京事業所で処理をします。その東京事業所の処理期限は、基本は平成 35 年 3 月 31 日までに処理をするのですが、処理が容易でないものについては、最終的には平成 38 年 3 月 31 日までに処理を行うということになっております。なお、コンデンサの一部は、北九州で処理をするということになりました。北九州事業所での処理は、平成 27 年度、28 年度の 2 か年で行われ、東京エリアから北九州に持っていくのは、この 2 か年で終わってしまうので、ごく一部が北九州に持って行かれるということになります。

一方、安定器につきましては、北海道で全て処理をするということで、平成 36 年 3 月 31 日までに、基本的には完了させるということになっております。また、低濃度 P C B については、先に言った認定施設等で処理を行うということになります。

続きまして、5 ページ、こちらは 25 年 3 月 31 日現在の保管量であるとか、使用量、これは法による届出があったものを整理させていただいたものになります。

続きまして、6 ページをお願いします。P C B 廃棄物の処分の見込量を記載しております。これを種類別に記載しております。まず (1) で、高圧の P C B について、高圧トランス等の P C B 廃棄物を切り出したものです。この保管量と発生量、そして処分の見込量を記載しております。発生量というのは、今使用されているものは全て廃棄、処分されるという前提にこの表を作っております。

7 ページにいきますと、(2)、東京電力株式会社の柱状トランス等の処分見込量です。東京電力につきましては、自社のものは基本的に自社で処理をするということで進められております。

つづきまして (3)、低濃度 P C B 廃棄物の処分見込量をここに記載しております。

次に 8 ページをお願いします。先ほど説明しました施設の概要を載せております。東京、北九州、9 ページに行って北海道、そして (4) には東京電力株式会社の施設で、その次の 9 ページの一番下、(5)、低濃度 P C B 廃棄物等のところを見ていただきたいのですが、低濃度 P C B 廃棄物につきましては、基本的には民間の無害化認定施設で処理をするということで、平成 27 年

3月時点で、1都3県内に設置されている無害化認定施設を10ページの表にまとめさせていただいております。千葉県では杉田建材の1か所、その他東京都、神奈川県にあるといったところがございます。全国的にみますと、現時点で、認定数は21、認定事業者はまだ21事業者しかございません。それとは別に産廃の処理業の許可を持っている事業者が2事業者でございます。21プラス2でございます。いまのところそういった状況でございます。今後、認定が増えてくると思いますけれども、こういった施設で処理を行っているということになります。

続きまして、2番の保管事業者、使用している事業者の役割等でございます。各々に役割を記載させていただいておりますけれども、12ページを御覧になってください。県及び政令市、ここでいう政令市は、廃掃法の政令市でございますので、千葉市、船橋市、柏市が該当いたしますが、何をしていくかということですが、まず「ア」ですが、基本的には廃棄物を保管あるいは使用している事業者に対して、その保管状況、使用状況の調査をいたします。必要に応じて立入調査を実施してまいります。

次に「エ」を御覧になってください。県民に対してはPCB廃棄物処理に対する理解を深めるよう努めます。

次に「オ」を御覧ください。今回、処理期限が変わりましたけれども、期限内に処理が完了するように周知・啓発を行います。

次に「カ」ですが、処理にはお金がかかるということで、中小企業者には処理費用の助成という制度がございます。これは国が作った基金、こちらに県もお金を出しまして、その基金を使って中小企業の負担軽減策を講じております。こういった取組を引き続き進めていきます。

本日、御欠席の小関委員から別に御意見をいただいております。この助成制度についてですけれども、今は中小企業を対象に、処理費についてのみ軽減策があるということで、運搬費については軽減策がないということと、対象が中小企業に限られるということなので、できれば今回、北海道など遠方に持っていくということなので、運搬費用を含め、さらに対象事業所を拡大して助成をしてもらえないかと、というような意見をいただいているところがございます。今のところそこまでは難しい状況でございますけれども、そういった意見をいただいております。

県といたしましても、北海道への運搬ということもございますので、安定器の処理に対する助成制度等については、九都県市等で国へ要望しているというような状況でございます。

続きまして「キ」を御覧ください。先ほど申し上げましたけれども、未処理の事業所の掘り起し、そして全体を網羅する一覧表を作成するということ

が重要な仕事になっております。その上で、期限内の処理に向けた指導を行っていくということになりますので、こういった作業を今後行ってまいります。そして「ク」にありますように、自らも事業者でありますので、適正な処理を進めていくというようなことを記載してございます。

最後 13 ページは、関係者相互の連携ということで、処理については、東京処理事業所は 1 都 3 県のエリアなんですけども、今回、新たに北海道、そして北九州での処理が加わりましたので、それぞれに広域協議会という連携組織というのがございますので、その中で毎年の処分の計画が何台くらい処理をしましょうといったことが定まっていくのですが、そうした調整の場に今後積極的に参加していくという必要があるということを記載させていただいております。

以上が PCB 廃棄物処理計画の改訂に関する説明であります。

【瀧 部会長】 はい、ありがとうございます。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する県計画の概要を説明いただいたところですが、これは議論する案件とは違いますけども、特に何か御意見、あるいは御説明の中で分からないことがあれば、時間をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

【杉田委員】 御説明ありがとうございます。ここに書いてございます杉田建材の施設ですが、私からも簡単な紹介をさせていただきます。弊社は平成 25 年の 10 月に環境大臣認可を取得して、関東では筐体やトランスを処理できる施設として初めての施設となりました。

現状、問い合わせを多く頂いています。お問い合わせとしては、まだ実際に処分をするというよりも、現状把握、金額を確定させて欲しいということで、料金の問い合わせが圧倒的に多いです。大体、月に 250 から 300、400 件くらいあるとの報告を受けております。また、処理に関しても着実に増え続けております。私どもから県の方に今後お願いをしたいこととして、低濃度 PCB 廃棄物の基準は、PCB 濃度が 5,000ppm 以下という形になっていますが、保管されているものが、低濃度なのか高濃度なのかを把握されている事業者が非常に少ないので、PCB 濃度の分析等をしていただくような指導をもっとして行って頂きたい。弊社では低濃度 PCB 廃棄物は処理できますが、高濃度 PCB 廃棄物は JESCO にて処理することになっていて、処理できません。PCB 濃度が低濃度か、高濃度なのかという判断が、どうしても問い合わせした時に確認することになりますので、保管事業者への PCB 濃度の分析の徹底をお願いさせて頂きたい。

それと先ほどお話でもありましたが、東京都では中小企業者を対象に助成

金を出しています。零細企業、中小企業の方も持っている方々がいらっしゃると思いますので、今後県の方でも年間の予算もあるとは思いますが、処理費の助成をして頂きたいと考えております。

また、この処理計画について先ほど説明がありましたが、実際の保管数量が把握されておりませんので、その意味でも平成39年末までに終わるのかどうか、懸念されます。県において、実態把握を早くしていただいて、またそれに伴いまして処理計画を見直ししていただければ、私どもも協力させていただき、処理の推進に貢献したいと考えております。弊社の施設の能力は決まっておりますので、処理の推進に向けた協力のお願いと、保管事業者への指導のお願いをさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

【石崎副課長】 私の方から、今のお話について少し説明いたします。低濃度PCB廃棄物、処理できる施設はまだ少ないのですが、さらに問題なのは、例えばトランスやコンデンサの中の油だけは処理できるという施設だとか、器だけ処理できるとかという施設が多く、1か所で両方処理できるという施設は数が少ない。杉田建材は可能なのですけれども、そういった施設をどんどん増やしていくということを国の方に要望をしている状況でございます。

そして2つ目なんですけど、大きな問題は、トランス、コンデンサはあるのですけれども、それにPCBが入っているのかどうか判らないということが非常に多いということです。それがスクラップ等に回ってしまうといった現状もありまして、分析をさせたいのですけども、分析させる根拠が法的に強制力はないというような状況がございまして、丁寧なお願いをしつつ、測ってくださいとお願いをする対応しかない、大変厳しい状況でございます。

東京都の助成金については、我々の方も承知しているところです。

御指摘のとおり、全体像の把握が重要です。掘り起し調査につきましては、千葉県では、来年度予算はありませんが、できましたら28年度に実施したいと思っております。

【宮脇委員】 資料7のところ、一部高圧コンデンサの、北九州に運ばれるということの説明で、実質2年間だけということなんですけども、これは持っていくものは既にはっきりして、量も場所とか、計画が立っているような状況となっているのでしょうか。

【石崎副課長】 北九州につきましては、実際に持っていくというのは、この2年間ということで、約七千数百台を予定しております。それをどう選ぶかということ、JESCO東京事業所の方に登録をされている事業者さんがご

ざいますので、その中から大口のところを直接 J E S C O が相手方、事業者と交渉、契約しまして、既に、概ねこのものを持っていくというのは決定済みということになります。千葉県内では三百数十台が北九州の方に運ばれる予定になっております。そこで完結する計画となっております。

【井上委員】 この資料をいただいて、私、環境問題に関わって 20 年近くになるのですが、忘れてた物質ですね。P C B, フロンもそうなんですけども、この資料をいただいて愕然としているのが事実ですね。30 年、40 年放置されて、管理状態も良くないと思われまますので、皆さんの意見と重複しますけれども、早急に全体の把握をして、年度に限らず業者さん、それから国の方に働きかけて処理をするべきだと思います。保管の現状も把握されているでしょうから、悲惨な状態だと思われまますので、ぜひよろしく願います。

【瀧 部会長】 よろしいでしょうか。

最後に、私の方から、処理というのは最後は、家庭の片づけとか、掃除なんかもそうなのでしょうけども、最後の最後にわけのわからないものがやっぱり残ってしまうと、そういうことが起こってしまう傾向があると思うのですね、いままでの委員の方々、事務局からの説明を伺っていますと、結局、本人の、あるいは、事業者の分からない部分が最後残ってしまうということがあるのですね。その辺りについてですね、何か手厚い、手を差し伸べないと最後きれいに処理できないというような気が致します。先ほどお話の中に出てきた中では、普通の油なのか、P C B の油なのか、よく分からないというような、そんなものが残ってきているのですね。分からすための分析を誰がどうやってやるのか、ということですね。先ほど、県はそういうところをちゃんと指導して、事業者に分析をさせると、言われておりましたけれども、最後の最後はやっぱり、その事業者任せにできないのかなという気がします。その辺りもですね、今後の話となっていくと思われまますが、ご検討いただければより綺麗な千葉県になるのかなという気がしますので、また、そういう機会がありましたら、よろしく願います。

よろしいでしょうか。では、P C B に関しては御報告ということで、受けましたから特段検討という話にはなりません、何か御意見、御質問等ありましたら、事務局の方にその都度問い合わせ、あるいは意見をいただきたいと思ひます。

これで本日の用意した議題については終了いたしました。

その他が残っております。事務局の方、何かございますでしょうか。

【事務局】 ございません。

【瀧 部会長】 よろしいですか。では、本日の議題に上った件について、後ほど問い合わせ、あるいは御意見等ありましたら事務局の方に、その都度、申し出ていただきたいと思います。

【井上委員】 一つ要望なのですけども、先ほどの漂着ごみの件で、実はある方から相談を受けまして、県の環境大使の野口さんを活用したアイデアをいくつかうちのメンバーで出したのですよ。その中で、9月19日に九十九里で一斉に、ごみを拾いましょうというものがありまして、市町村にいてもなかなか動けないのですよ。ぜひその辺、県の方で、野口さんを旗印にされても構わないですけれども。また、その時出た面白い発想で、千葉県は、川に挟まれて、海に囲まれている島国なのです。ですから、海岸のごみを拾っていこうという運動が、3Rの啓発も含めてぜひ市町村で行えたらと、御検討いただけたらと思います。

【瀧 部会長】 ありがとうございます。また、県の方でも、そういうせっかくの大使を任命しているわけですから、先方も含めて検討していただきたいと思います。

それでは、これで終わりますけども、本日、各委員の方々から貴重な御意見が出てますので、それを踏まえて、今後の施策展開に活用していただきたいと思います。

委員の皆様には円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局にお戻します。よろしく申し上げます。

【司会】 長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【以上】

